速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第四十一条第一項の申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2～6　（略）

（所在不明による支給停止の申請）

第四十九条　遺族基礎年金の受給権者は、法第四十一条の二第一項又は第四十二条第一項の規定による支給停止の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2・3　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第五十条　遺族基礎年金の受給権者は、法第四十一条の二第一項又は第四十二条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族基礎年金について、法第四十一条の二第二項又は第四十二条第二項の規定による支給の停止の解除の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　他の遺族基礎年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

3　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない遺族基礎年金の受給権者に係る届出等）

第五十一条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による遺族基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第四十一条第一項の申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2～6　（略）

（所在不明による支給停止の申請）

第四十九条　遺族基礎年金の受給権者は、法第四十一条の二第一項又は第四十二条第一項の規定による支給停止の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～五　（略）

2・3　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第五十条　遺族基礎年金の受給権者は、法第四十一条の二第一項又は第四十二条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族基礎年金について、法第四十一条の二第二項又は第四十二条第二項の規定による支給の停止の解除の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　他の遺族基礎年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

3　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない遺族基礎年金の受給権者に係る届出等）

第五十一条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による遺族基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）